

# 平成 24 年（不）第 1 号事件

平 24.7.12 受 付

平 24.12.3 終 結（和解）

申 立 人 X 組 合

被申立人 Y（個人事業主）

## 請求する救済の内容

- 1 不利益取扱いの解消
- 2 団交応諾
- 3 支配介入の解消
- 4 労働協約遵守
- 5 謝罪文の交付 等

## 申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は労働組合法第 7 条第 1 号、同条第 2 号及び同条第 3 号に規定する不当労働行為に該当する。

- 1 平成 23 年 12 月 22 日に、業務上の指示を責任者である組合員に知らせず、非組合員に知らせたこと。
- 2 組合が、平成 24 年 1 月 6 日から同年 2 月 14 日までの間に、5 回にわたり申入れた団交に応じなかったこと。
- 3 平成 24 年 5 月 9 日、組合が団交を申入れ、この日時の設定を求めたことに対し、休日である同月 30 日を設定したこと。
- 4 組合が、平成 24 年 6 月 2 日に申入れた団交に応じなかったこと。
- 5 夏季一時金支払日に関する団交を申入れたにもかかわらず、平成 24 年 7 月 20 日に、一方的に夏季一時金を支給したこと。
- 6 平成 24 年 7 月 30 日に、労働協約の定めに反して新人を採用し、従業員に紹介したこと。
- 7 平成 24 年 8 月 1 日から同月 8 日までの間、定年を理由として、組合員を就労させなかったこと。
- 8 平成 24 年 8 月 2 日、組合員に対し、支配介入に該当する発言を行ったこと。
- 9 平成 24 年 5 月 30 日の団交において、不誠実な交渉を行ったこと。
- 10 平成 23 年 12 月 7 日、同月 22 日及び平成 24 年 11 月 13 日に、被申立人が、組合員に対し、支配介入に該当する対応を行ったこと。

## 被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は次のとおり主張し、いずれの請求についても棄却を求めた。

- 1 指示は、組合員にも知らせていた。

- 2 申入れ議題は、団交事項ではなかった。
- 3 休日に団交を設定したのは手違いであった。
- 4 結論が出ている同一議題について、これ以上団交には応じられないと伝達した。
- 5 夏季一時金支払日は就業規則で定められており、過去、資金繰りの都合により支給していた。
- 6 紹介した者は、正式採用ではなく試用期間中であった。
- 7 組合員は、従業員に周知していた定年制により退職した。
- 8 発言は、支配介入を目的としたものではなかった。
- 9 不誠実な交渉は行っていない。
- 10 支配介入に該当する対応は行っていない。

## 審 査 経 過

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 平成24年 8月27日 | 第1回調査     |
| 10月 9日      | 第2回調査     |
| 12月14日      | 第3回調査     |
| 平成25年 2月14日 | 第4回調査     |
| 3月25日       | 第5回調査     |
| 5月22日       | 第1回審問     |
| 6月25日       | 第2回審問     |
| 8月13日       | 第3回審問     |
| 9月 9日       | 第1回和解期日   |
| 10月25日      | 第2回和解期日   |
| 12月 3日      | 第3回和解期日   |
|             | 取下書提出（終結） |